



文書分類記号 H1216
保存年限

平成21年4月14日

各県立学校長様

指導第三課長

非行防止教室の実施等児童生徒の非行防止に係る
指導の充実について（通知）

平成20年中の非行少年総数は3,421人で、平成19年と比べると416人(10.8%)減少したものの、小中高校生の補導数は非行少年の補導総数の76.5%を占めています。

また、平成15年以降、中学生の補導数が高校生の補導数を上回っていること、小、中学生の補導数が全体の約半数を占めていること、触法少年(14歳未満の刑法犯少年)が前年対比49人(6.6%)増加していること、初発型非行が刑法犯総数の66.8%を占めていることなど、非行の低年齢化や本格的な非行の入口になりやすい軽微な犯罪の増加傾向等が依然として見られます。

さらに、近年、少年が大麻等の薬物事犯に関係したり、携帯電話等ICT機器の使用により犯罪の加害者や被害者になったりする問題も発生しており、極めて憂慮すべき状況にあります。

これらのことから、各学校において児童生徒を非行から守り、犯罪の被害者にも加害者にもならないよう児童生徒の規範意識を向上させるとともに、非行を未然防止する取組みを一層充実する必要があります。

については、児童生徒の規範意識を向上させる指導を計画的に実施するとともに、問題行動が多発する夏季休業前に教職員による非行防止教室を、実施してください。

なお、非行防止教室の実施に当たっては、別紙資料を参照してください。

担当 生徒指導係
電話 082-513-5043
(担当者 神田)